

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0720)

県最賃専門部会 第1回

令和2年7月28日 非公開

開催日時	令和2年7月28日	16時30分～17時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人 (開始時 2人)	定数 3 人
主要議題	1. 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会の運営について 2. 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員2名で、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今より、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会、進行をさせていただきます。</p>

基準部長

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願ひいたします。
誠に恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

まずは、群馬県最低賃金専門部会の開催に当たりまして、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

どうも皆さんこんにちは。
労働基準部長の佐藤でございます。よろしくお願ひします。
本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本年も、最低賃金審議会専門部会における審議を始めることとなりました。委員の皆様方には、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、前回の本審以降の動きですが、7月17日には「経済財政運営と改革の基本方針2020」が閣議決定されております。7月22日には、後日別個にご報告させていただく予定でございますが、中央最低賃金審議会におきまして、本年度の地域別最低賃金額の改定の日安について、答申がまとめられております。

こうした中、これから今年度の群馬県最低賃金の改定に関しましてご審議いただくわけですが、群馬県における経済、雇用の実態を踏まえ、地方最低賃金審議会としての自主性が発揮され、適切且つ慎重なご審議をお願ひ申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局

本日は、蒸し暑いところですが、コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、換気をしております。

皆様には上着はお取りいただき、熱中症予防にもご留意していただきますようお願いをいたします。私も失礼をさせていただきます。

続きまして、専門部会委員の皆様をご紹介いたします。

群馬県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補の推薦がありました。

選考の結果、それぞれ3名の方に、群馬労働局長から委嘱発令をさせていただきます。

公益委員につきましては、審議会委員でもあります3名の方を任命させていただきます。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長よりお渡しすべきところですが、時間の関係もございいますので、各

委員のお席に置かせていただきました。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

お手元の資料1をご覧ください。

委員名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。委員の皆様は着座のまま結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

以上でございます。

なお、■■■■委員におかれましては、所要により遅れる、との連絡をいただいております。

専門部会委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてもよろしくお願いいたします。

次に、部会長、部会長代理の選出に移らせていただきます。最低賃金法第24条を準用いたしまして、部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後、労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、その方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員より事前に互選した結果をいただいておりますので、発表いたします。

部会長には■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出することでしたが、労使の皆様にご覧いただき、これでよろしいか、お諮りいたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、部会長になりました■■■■委員、部会長代理になりました■■■■委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、■■■■委員をお願いいたします。

部会長	<p>改めまして、■■■■でございます。 よろしく願いいたします。 本審の審議に際しまして、この専門部会での審議は、その内容を深めていくという意味において、非常に重要な役割を担うものであると理解しております。その趣旨を全うするために、公平・公正な議事の運営につとめてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 次に■■■■委員お願いいたします。</p>
部会長代理	<p>■■■■でございます。 ■■■■部会長のもと、職責をしっかりと果たしていきたく存じます。先生方のご指導ご鞭撻の程、何卒よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 この後の議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは最初に、群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思います。 公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側はどなたにいたしまし ょうか。</p>
労働者委員	<p>■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしく願いいたします。 使用者側はどなたにいたしまししょうか。</p>
使用者委員	<p>■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしく願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 まず、「群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会の運営について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p>

	<p>3点ございます。</p> <p>まずは1点目といたしまして、資料2をご覧ください。</p> <p>「群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会運営規程」が ございます。</p> <p>専門部会運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議 事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したものとなってお ります。</p> <p>専門部会の公開・非公開でございますが、専門部会は例年、専門 部会運営規程第6条第1項の、但し書き以降、「公開することによ り、率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがある」等に該当す るとして、第1回目より非公開となっております。</p> <p>今年度につきましては、先月6月30日に開催されました第1回 目の審議会において、当専門部会の公開・非公開についてご議論を いただきまして、「審議会として、専門部会に対して『当初より専 門部会を非公開とすべき』との意向を伝える」とする結論に達した ところでございます。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局のご説明のように、専門部会の会議の公開・非公 開について、専門部会における決定の際の参考として、先日開催さ れた審議会から専門部会に対して、「当初より専門部会を非公開と すべき」との意向があったところです。</p> <p>当専門部会は、例年、事務局説明とおりの理由で、第1回目より 非公開としていたところですが、公開の要請等もあったことから、 審議会において専門部会の公開・非公開が議論され、その結果「当 初より専門部会を非公開とすべき」との意向が示されました。</p> <p>これらを総合判断して、部会長といたしましては、専門部会は第 1回目より非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>ご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>まず、労側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>特にございません。</p>
部会長	<p>使用者側委員、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>前回審議したとおり、非公開でよろしいかと思えます。</p>

部会長	<p>それでは、ご賛同いただきましたので、本年度も専門部会の会議は、第1回目より非公開といたします。</p> <p>引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	はい。
部会長	<p>審議の途中ですが、今、 委員が見えられましたので、最初に使用者側委員2名でございましたけれども、3名ということで、再度確認をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局としては、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>3名を確認いたしました。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>それでは、続けてください。</p> <p>事務局、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>資料2の専門部会運営規程第7条第2項では、議事録及び資料については、会議同様原則公開であるものの、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある場合には、部会長は一部または全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>また、同条第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する。」としております。</p> <p>本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、この法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま説明のあった2点目は、専門部会の議事録及び資料の公開・非公開についてです。</p> <p>審議のための素案といたしまして、部会長としての意見を述べさ</p>

	<p>せていただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会は、労働者側と使用者側の利害関係を、公益委員が介在することにより、公平・中立な見地から調整し、合意点を見出していくという特別な性格を有しており、これは国の審議会一般には見られない特殊性であると言えます。</p> <p>従いまして、その審議過程には、各委員が心理的圧迫を受けることなく、見識と良心のみに従い、自由闊達に意見を述べる環境を確保する必要があります。</p> <p>とりわけ専門部会においては、公・労・使の委員の間で、是々非々の踏み込んだ議論が必要となることから、委員の発言について個人名を付して開示することになれば、委員が心理的に強い制約を受け、専門部会に本来求められている自由闊達な議論が損なわれる恐れが生じます。</p> <p>一方で、専門部会においても、情報の公開を図り、もって説明責任が果たせるようにするという情報公開法の趣旨から、基本的に審議の公開が求められております。</p> <p>そこで、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除すると共に、審議の透明性を確保するため、「専門部会の審議は非公開とし、議事録及び資料は公開とする。ただし、部会長の発言を除き、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載する」とすることが妥当と考えます。</p> <p>反対意見も含めましてご意見をいただきたく存じます。 いかがでしょうか。</p> <p>労働者委員 はい。労働者側、 です。 今、部会長からご説明があったとおりでよいと考えます。 議事録についても、個人名は記載せず、ということであれば、問題ないかと考えます。</p> <p>部会長 ありがとうございます。 使用者側委員、いかがでしょうか。</p> <p>使用者委員 はい。 です。 部会長からご説明あったとおりでよろしいかと思ひます。</p> <p>部会長 ありがとうございます。 公益委員はいかがでしょうか。</p>
--	---

公益委員	<p>はい。■■■■です。 私も、同じです。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さん、今提案の素案にご賛同いただけたということですので、次のようにいたしたいと思います。</p> <p>今年度の専門部会の議事録及び資料については、公開といたします。</p> <p>ただし、発言者については、個人名を記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>なお、事務局にお願いしている資料につきましても、公開を基本といたしますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合などは、その資料やその内容については、非公開を基本としつつ、その都度公開・非公開を判断することとしては如何かと考えております。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合などは、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断していくことを提案いたします。</p> <p>もう一度申しますけれども、ただいま発言いたしました前段部分はそれぞれご理解をいただいて、ご了解をいただいたことかと存じます。けれども、後段の部分ですね、もう一度申し上げます。長くなりますが、念のためもう一度申し上げます。今、お諮りをする部分です。</p> <p>なお、事務局にお願いしている資料につきましても、公開を基本といたしますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合などは、その資料やその内容については、非公開を基本としつつ、その都度公開・非公開を判断することとしては如何かと考えております。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合などは、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開と基本としつつ、その都度専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断していくことを提案いたします。</p> <p>この点について、お諮りいたします。いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。 部会長の提案どおりでよいと思います。</p>

部会長	ありがとうございます。 使用者側はいかがでしょうか。
使用者委員	■■■■です。 部会長のご提案どおりでよいと思います。
部会長	ありがとうございます。 公益はいかがでしょうか。
公益委員	はい。 私も部会長の提案どおりでよいと思います。
部会長	ありがとうございます。 それでは、ただいまご説明した方法で進めていきたいと思いま す。 具体的には、その審議の最後に、一度ですね、「今回、一部非公 開とするところがありますでしょうか。」ということ、包括的に 皆さんに問いかけをさせていただきたいと思えます。 そういう形でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	それでは、事務局、そのような形で進めていきたいということ をお願いします。
事務局	はい。
部会長	それでは、この他に、運営規程について、何か意見はございま すか。
	【意見等なし】
部会長	それでは、運営規程については、このようにしたいと思えます。 引き続き、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。 最後の3点目でございます。 専門部会の運営につきましては、先月6月30日の全員協議会に

	<p>おきまして、資料として提出いたしました、「令和2年度群馬地方最低賃金審議会の運営について」をもとに、専門部会の運営についてご協議をいただきました。</p> <p>ただいま、ご審議をいただきました運営規程に関わることの他では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門部会の開催としては3回であること。 ② 専門部会として意見聴取は行わないこと。 ③ 意見陳述は審議会で行うこと。 <p>3点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、6月30日の全員協議会における協議において、専門部会の運営についても協議いたしました。</p> <p>専門部会の公開・非公開関係以外の運営について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門部会は3回で終了するということ。 ② 専門部会で独自の意見聴取は実施しないということ。 ③ この他、意見陳述の実施については、全員協議会での協議の結果、審議会において実施すること。 <p>ということでした。</p> <p>まず、専門部会は3回で終了すること、専門部会では参考人からの意見聴取は実施しないこと、この2点についてはいかがでしょうか。</p> <p>ご意見をいただきたいと思います。</p>
労働者委員	<p>■です。</p> <p>特段意見はございません。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側はいかがでしょう。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>今、ご説明のとおりでよろしいかと思います。</p>
公益委員	<p>■です。</p> <p>今、説明のとおりでよろしいと思います。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この2点については、そのようにすることで確認いたしました。</p> <p>そして、もう1点の意見陳述ですが、審議会ですら十分に意見陳述を</p>

	<p>聴くということになっておりますが、専門部会で意見陳述を実施するかどうかについて、いかがいたしましょう。</p> <p>これについては、これまでの対応といたしましては、専門部会では意見陳述は実施しない、ということでありましたけれども、反対意見も含めましてご意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、労働者側いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>■■■■です。</p> <p>今までどおりでいいかと思えます。</p>
部会長	<p>使用者側いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>■■■■です。</p> <p>同様の意見です。</p>
公益委員	<p>■■■■です。</p> <p>同様です。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、皆さんの意見としては、専門部会では意見陳述は必要ないということで一致いただいたと思えます。</p> <p>再度確認いたしますが、専門部会で意見陳述は実施しないということによろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、「群馬県最低賃金改正決定に係る審議について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>本年度の審議会及び専門部会の開催日程でございます。</p> <p>その日程につきまして、審議会を含めましてご説明いたします。</p> <p>7月31日（金）午後2時から、2回目の審議会を開催いたしまして、審議会終了後、2回目の全員協議会、更に全員協議会終了後、2回目の専門部会の開催を予定しております。</p> <p>8月7日（金）午後1時30分から、3回目の専門部会を開催い</p>

たしまして、専門部会終了後、3回目の審議会の開催を予定しております。

8月25日(火)午前10時から、4回目の審議会の開催を予定しております。

会場につきましては、全てこの庁舎の1階の共用会議室となっております。

審議会、専門部会、全員協議会につきましては、以上のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

次に、先月6月30日に、群馬県最低賃金の改正決定について、群馬労働局長より、群馬地方最低賃金審議会会長に諮問させていただきました写しが、資料4でございます。

審議にあたりましては、地域別最低賃金の決定の3要素であります、

- ① 地域における労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 事業の賃金支払能力

に基づき、ご審議いただきますようお願いいたします。

また、諮問後に、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いましたところ、5件の意見書の提出がございました。

その写しが、資料5にございます。

資料5の(1)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の改善を求める意見書」でございます。口頭意見陳述は、「希望あり」でございます。

次の(2)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の改善を求める意見書」でございます。口頭意見陳述は、「希望あり」でございます。

次の(3)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「2020年度の地域別最低賃金額の目安審議に向けた意見書」でございます。口頭意見陳述は、「希望あり」でございます。

次の(4)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。口頭意見陳述は、「希望なし」でございます。

次の(5)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」でございます。口頭意見陳述は、「希望あり」でございます。

以上でございます。

部会長	<p>ただ今、事務局より3点の説明がありました。</p> <p>1点目は、審議会、専門部会及び全員協議会の開催予定日について。</p> <p>2点目は、最低賃金の改正決定の審議における3つの決定要素について。</p> <p>3点目は、関係団体から提出されました5件の意見書についてです。</p> <p>ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
部会長	<p>それではご意見がないということですので、この3点については、ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、その他の資料について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご用意させていただいております、資料6から資料16について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料6は、生活保護法の条文でございます。</p> <p>資料7は、平成30年度生活扶助基準額でございます。</p> <p>資料8は、令和2年度の群馬県の生活保護基準額表でございます。</p> <p>資料9は、群馬県級地別人口の表でございます。</p> <p>資料10は、北関東、群馬、栃木、茨城県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生活費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対照表でございます。</p> <p>資料11は、令和元年分の毎月勤労統計調査結果でございます。</p> <p>資料12は、令和元年分の小売物価統計調査結果でございます。</p> <p>資料13は、平成28年のパートタイム労働者総合実態調査結果でございます。</p> <p>資料14、15は、中央最低賃金審議会第2回、第3回の目安に関する小委員会配布資料でございます。</p> <p>資料16は、経済財政運営と改革の基本方針2020の抜粋でございます。</p> <p>資料説明は、以上でございます。</p> <p>尚、皆様既にご存じとは思いますが、7月22日に公表されました、中央最低賃金審議会の答申につきましては、次回、7月31日</p>

<p>部会長</p>	<p>の審議会及び専門部会でご報告をさせていただきます。 以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から資料の説明がございました。 資料についてのご質問、ご意見、またはそれ以外についてもご意見等がございましたら、ご発言いただけたらと思います。</p> <p style="text-align: center;">【意見なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、事務局から提供された資料、及び当審議会会長あてに提出された意見書の意見等を十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等、ございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>なければ、以上で「第1回群馬県最低賃金専門部会」を終了いたします。</p>